

英国（イングランド）の 公共職業教育訓練への民間のかかわり

長岡 久美子 リクルートワークス研究所

すべてを公的資金で運営する公共の職業教育訓練施設のない英国では、公的な職業教育訓練はどのように運営されているのか、民間はこれにどのようにかかわっているのか、そのあらましをまとめてみた。

キーワード： 英国（イングランド）、公共職業訓練、民間委託

I. はじめに

英国にはすべてを公的資金で運営する公共職業教育訓練施設はなく、政府の職業教育訓練政策に沿って、ビジネス・イノベーション・技能省下のエージェンシーである技能資金提供庁（Skills Funding Agency。以下、SFA）の認定を受けた職業教育訓練プロバイダーがプログラムを提供し、その実績に対して SFA より公的資金が助成されている。SFAは2009年4月に新設された組織で、旧教育技能委員会（Learning and Skills Council : LSC）に代わって、イングランドの19歳以上の職業教育訓練に関する予算配分を担っている。

職業教育訓練を実施するのは、ラーンダイレクト（learnirect）¹ や継続教育カレッジ（Further Education College）、民間の職業教育訓練プロバイダー、ボランティア団体などである。

かねてから労働者のスキル不足が慢性化している英国では、政府の職業教育訓練施策はスキルの底上げに焦点が置かれている。職業教育訓練政策は、主に低技能・低資格者を対象とする継続教育と、若年者や在職者など、対象者別の職業教育訓練で構成されている。

継続教育を提供するのは継続教育カレッジ等の教育機関で、ここでは義務教育修了者はもとより、

幅広い年齢層が読み書き計算などの基礎教育や職業教育訓練コースに参加し、スキルアップやキャリアアップを目指している。

義務教育修了者を対象とする職業教育訓練には「養成訓練（Apprenticeships）」がある。養成訓練は16～24歳を対象とし、参加者は雇用主のもとで働きながら見習い訓練を受けるのと並行して、カレッジなどで資格取得のための学習を行う。在職者を対象とした職業訓練には「トレイン・トゥ・ゲイン（Train to Gain）」と呼ばれるプログラムがある。トレイン・トゥ・ゲインでは、低技能・低資格労働者のスキルアップのための職業教育訓練を実施する雇用主に対して、アドバイスの提供や訓練費用の補助などを行っている。

SFA が助成する職業教育訓練プログラムでは基本的に、参加者は NVQ をはじめとする資格の取得を目指す。なお、2009年8月より、19歳以上の成人で、読み書き計算能力や職業資格について一定の水準に達していない者は当該分野の特定の資格の取得を目指す職業教育訓練を無料で受けることができるようになった。また、求職者手当等の給付受給者も職業訓練を無料で受けることができる。

II. 背景

英国で労働者に対する職業教育訓練の必要性が本格的に生じ始めたのは18世紀後半の産業革命以降と考えられているが、当初職業教育訓練の実施を担っていたのは任意団体や雇用主で、政府による介入はなかった。やがて技術学校やカレッジが職業教育訓練を提供するようになると、これらの教育機関は地方自治体の管轄下に入り、現在ある継続教育カレッジや大学の多くがこうして誕生した。これらの教育機関で提供される職業教育訓練は通常、監督者や技術者を対象としたものだった。一方、低技能労働者に対する職業教育訓練とは通常、雇用主のもとで行われる見習い訓練を意味した。

他の先進国と比べて、英国では長らく労働者のスキル不足が問題視されており、公共の職業教育訓練がないためだという指摘があった。しかし、戦時中の特殊な状況を除き、政府は職業訓練に介入しないというスタンスを取り続けていた。職業教育訓練は雇用主が主導するものという風潮は戦後も変わらず、ここでいう職業教育訓練とは依然として、ギルドから発生した産業ごとに規定や慣習の異なる見習い訓練が主流だった。

1960年代になり、英国の労働者のスキルが他の欧州諸国のそれに大きく水をあけられ、経済発展を阻害していることがますます顕在化してくると、政府はようやく、産業ごとの訓練委員会の設置や職業訓練負担金の徴収（および一定の基準を満たした雇用主に対する委員会からの助成金の支給）に着手した。その後、1973年に制定された「雇用および訓練法」に基づき、政労使三者で構成される「マンパワー・サービス委員会」(Manpower Service Commission) が設置され、「技能センター」を通じて政府が策定した各職業訓練政策を実施することとなった²。

1979年の保守党への政権交代と時期を同じくして失業率が急激に上昇し始める一方で、高技能労働者の不足が指摘されていた。このような状況の中、サッチャー政権は1980年代以降、十分に

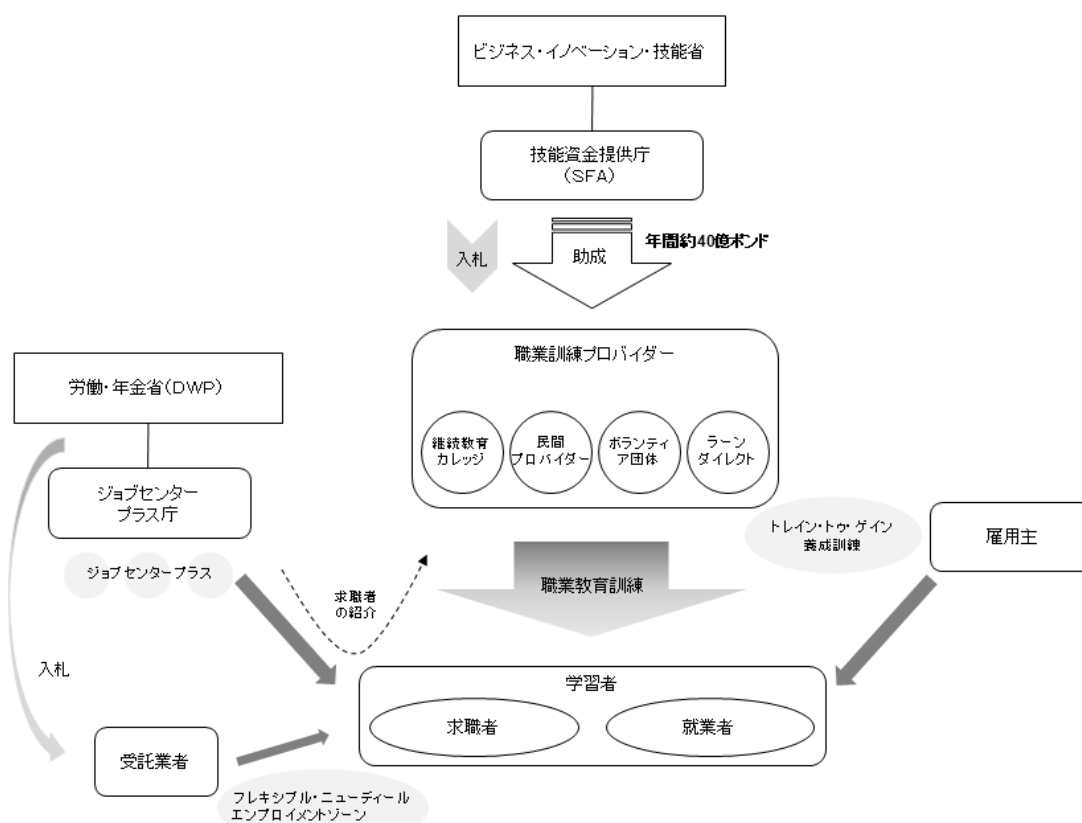
機能していなかった産業訓練委員会やマンパワー・サービス委員会の廃止や技能センターの民営化をはじめとする職業訓練制度に関する改革を次々に実施した。こうしてふたたび、職業訓練の実施機関は政府の管轄下から外れることとなった。

III. SFAの予算配分に占める民間の割合

SFAは養成訓練やトレイン・トゥ・ゲインをはじめとする政府の職業教育訓練サービスのすべてを所轄し、年間およそ40億ポンド（約5,200億円）³を職業教育訓練プロバイダーに投入している。その予算の大半は継続教育カレッジに配分されている。2009/10年度は、およそ1500の職業教育訓練プロバイダーへの助成金の支給が見込まれた⁴。

職業訓練プログラムごとに2009/10年度の民間への予算配分の割合を大まかに概算すると、養成訓練（認定プロバイダーへの予算総額約15億ポンド）では約40%、トレイン・トゥ・ゲイン（同約8億ポンド）では約40%、ALR⁵（同約15億ポンド）では約1%と、プログラムごとに偏りがあった。なお、ここでいう“民間”には、職業教育訓練プロバイダーだけでなく、ロールスロイスやボーダフォン、マクドナルド等の一般の民間企業も含まれている点に留意されたい。ここで取り上げた3社はいずれも、養成訓練費用としてSFAから助成金を受けており、受託金額はそれぞれ、約190万ポンド（約2億4700万円）、約500万ポンド（約6億5000万円）、約950万ポンド（約12億5000万円）に上る。なお、2009/10年度の職業教育訓練プログラム予算で最高額を受託したのは、イングランド中西部の継続教育カレッジ Telford College of Arts and Technology で、ALRで431万6295ポンド、養成訓練で108万1444ポンド、トレイン・トゥ・ゲインで1467万8162ポンドの助成金を受けた。

図表 1 英国政府が助成する職業教育訓練



出所：SFA, 雇用・年金省ウェブサイトをもとに作成

IV. 職業教育訓練プログラムの運営

SFA は政府の職業教育訓練プログラムを運営するプロバイダーを入札で選抜しており、年に 3 回 (1, 5, 9 月) 入札を実施している。入札に参加できるのは、事前に「Approved College and Training Organisation Register (ACTOR)」への登録を済ませているプロバイダーのみとなる。登録は入札前の一定期間を除き随時可能で、認定されたプロバイダーには入札開始の案内がくる。

SFA のプログラムを落札したプロバイダーには SFA の担当のアカウントマネージャーが割り振られる。プロバイダーが複数地域または複数のプログラムを受託している場合でも、担当のアカウントマネージャーが唯一の連絡窓口となる。アカウントマネージャーは、プロバイダーへの助成金の分配やガイダンスの提供、プロバイダーの実績管理、モニタリング、品質基準の維持等を行う。

SFA が助成する職業教育訓練プログラム運営の契約期間はプロバイダーの実績に応じて決定する。実績の高いプロバイダーは最高 3 年の契約を締結することができる。また、プロバイダーには、与えられた予算内で、学習者や雇用主のニーズに応えるべくプログラムを組む裁量が与えられているが、その裁量の度合もまた、プロバイダーの実績に応じて決定する。一方で、SFA が規定する水準⁶に満たないプロバイダーについては、助成金の支給を打ち切り、その分の助成金は他のプロバイダーに再配分される。すなわち、高い成果をあげるプロバイダーほど優遇され、実績の振るわないプロバイダーは淘汰されるという仕組みになっている。

プロバイダーの管理にはウェブベースのシステムが活用されている。プロバイダーは「プロバイダー・レジスター」に自己の情報を入力し、SFA, キャリアズ・アドバイス・サービス、高等教育統

計局、高等教育財政委員会、UCAS（大学入試局）がこの情報を共有できるようになっている。また、プロバイダーのパフォーマンスや経理・品質関連の報告書は、「プロバイダー・ゲイトウェイ」というシステムで管理されている。このシステムには、報告書の提出期日などの予定も掲示されている。

V. 失業者に対する職業教育訓練プログラム

失業者を対象とした職業教育訓練は、主にニューディールやエンプロイメントゾーンといった政府の雇用プログラムを通して提供される。これらの雇用プログラムに参加するのは一定期間（半年から1年半ほど。プログラムごとに異なる）以上、求職者給付を受給している者である。雇用プログラムに参加するまでは、失業者は公共職業安定所であるジョブセンタープラスのオフィスでアドバイザーによる面談や求職活動支援を受ける。この段階では、必要に応じて失業者のエンプロイアビリティ向上のためのトレーニングを行う場合もあるが、職業教育訓練が提供されることはあまりない。なお、エンプロイメントゾーンや一部地域のニューディールでは、民間企業やボランティア団体等がプログラムの運営を受託している。

また、新しい動きとして、経済不況への対応策としてSFAはジョブセンタープラスと共同で、ジョブセンタープラスに登録する18歳以上の求職者に対する職業教育訓練プログラムを提供するようになった。

VI. まとめ

英国では概して、低技能・低資格労働者に対する職業教育訓練を実施するのは継続教育カレッジ、若年者や在職者に対する職業教育訓練を実施するのは民間セクターのプロバイダーというような棲み分けがなされていると考えられる。また、いわゆる一般的な民間企業もSFAの入札に参加し、高額な助成金を獲得している点は興味深い。

職業教育訓練プログラムの運営にあたっては、成果の高いプロバイダーほど優遇されるという成果主義的な手法が取られているが、このようなアプローチは雇用・年金省が実施する就業支援プログラムの民間委託においても実施されている。

現在、英国では教育制度や職業資格を含む資格枠組みに関する大規模な改革が進められている。また、労働党から保守党への13年ぶりの政権交代も相まって、職業教育訓練に関する動向は不透明であり、今後の展開に注目していきたい。

注

- 1 多彩なeラーニングの機会を提供するオンライン学習センターのネットワーク。全英に2000以上存在する
- 2 産業訓練委員会が各産業内の訓練の振興を図るのに対し、MSCは産業訓練委員会の管轄に属さない分野での産業訓練の振興を行った
- 3 換算はすべて1ポンド130円で計算
- 4 ALR、養成訓練、トレイン・トゥ・ゲインを受託したプロバイダーの数
- 5 Adult Learner Responsive：19歳以上の低資格者を対象とする職業教育訓練プログラム
- 6 規定水準（学習者の資格取得率）はプログラムごとに異なる。2009/10年度は、養成訓練が50%、トレイン・トゥ・ゲインが65%。規定水準は毎年度、見直しされる